

平成24年度第3回 神奈川県労働局公共調達監視委員会が、平成25年2月25日（月）に、神奈川県労働局大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

平成24年度第3回

神奈川県労働局公共調達監視委員会（議事概要）

開催日及び場所	平成25年2月25日（月）	
委員（敬称略）	委員長 千賀 瑛一 シンクタンク主任研究員	
	委員 杉山 茂八 公認会計士	
	委員 金子 泰輔 弁護士（欠席）	
審議対象期間	平成24年7月1日から平成24年11月30日	
抽出案件	6件	
審議案件	6件	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回答
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回答
冒頭、事務局より神奈川県労働局公共調達審査会の活動状況についての報告を行った。	
<p>【審議案件1】 横浜西労働基準監督署入居工事 （審議理由） 任意抽出 （契約概要） 横浜西労働基準監督署が保土ヶ谷駅ビルに移転するのに伴う入居工事。 当該工事においては、ビル所有者の指定業者となることから、会計法第29条の3項第4項及び予決令第102条の4第3項により随意契約とするもの。</p>	
<p>工事の契約先がビル指定業者に限定されている状況において、指定業者が出した見積金額の妥当性を、どのように比較検討しましたか。</p>	<p>比較検討の方法として、ビル指定業者以外の業者に同じ工事内容で見積を徴する方法が考えられます。しかしながら、見積をするためには詳細な図面が必要となりますが、ビル管理の都合上、図面を開示してもらえないため、他の業者では見積ができません。よって、本工事については、ビル指定業者の見積を比較検討することはできませんでした。</p>
<p>ビル指定の業者にしか発注できないというケースは多々あるところですが、あらゆる場面での合理的な適正料金、廉価の方へ向かって努力していかなければならないと思います。適正価格の情報収集や色々な工夫をしないと、同様のケースすべてが指定の業者という理由だけで処理されるのではないかと、気になるところです。</p>	<p>委員のご指摘のとおりと考えます。 一方、我々行政の職員は建物のエキスパートでないため、工事業者と対等の価格交渉ができるまでのノウハウを蓄積しているわけではありません。どのようにして価格の妥当性を検証していくのかと考える中で、コンサルティング会社との委託契約などを、今後検討してまいりたいと考えています。</p>
<p>コンサルティングを依頼する話について、各労働局で個々にコンサルタントを持つのはコスト面から大変だろうと思うので、本省の方でそのようなコンサルティング契約を結び、出先機関で工事を行う時にコンサルティングしてもらおうという方法が効率的と考えられる。</p>	<p>コンサルティングに必要な予算額等を踏まえ、検討してまいりたい。</p>

<p>見積内容を見ると、仮設工事、建築工事、電気工事、設備工事と記載されており、極めて専門知識が必要なところであると思うが、諸経費や現場管理費、一般管理費というのはよく分からないところである。これらについては、国の基準として、現場管理費、一般管理費などについては直接工事費のなんパーセントまでという目安があるのではないか。</p>	<p>管理費の比率は、一般的に約5パーセントぐらいと承知していますが、足場を組む、組まない、建物の外まで出て行く工事なのか、あるいは建物内だけで済む工事なのかなど、工事の形態によって若干の差異があるという話を聞いています。</p>
<p>委員としては、契約に至ったプロセスを知りたい。指定業者から参考見積として出された見積額で承認したのか、あるいはそうではなく、いろんな段階を経て交渉に交渉を重ねた結果、この金額になったのか、ということが一番ポイントだと考えている。随意契約の場合は、契約に至るプロセスについて説明いただきたい。</p>	<p>工事を行う際に、度重なる価格交渉を行った結果、今回の契約額になったものである。民間ビルに入居する場合、指定業者の制約を受けることが増えると思われるが、基本的には指定業者からの見積を即承認するというのではなく、限られた予算の範囲内に収めるという観点を含め、常に適切な価格交渉を行ってまいりたい。</p>

<p>【審議案件2】 平成24年度レンタカー借用契約 (審議理由) 低入札率 (契約概要) 労働基準監督署において、労働保険料に係る申告納付で法定期日を経過してもなお、申告書の提出が確認できない事業場に対し、電話・文書等による督促を行うとともに、直接事業場等へ出向き、制度案内、提出督促を行うもの。各労働基準監督署の保有する自動車は2台以内で、労働保険徴収業務のみに専有することが困難なことから、7月～9月の期間についてレンタカーを借用するもの。</p>	
<p>前回契約の同一者と契約を締結しているが、予定価格を積算する際に、前回の単価を参考にしていないのではないか。積算の内訳を見ると、県内各地におけるレンタカー料金の平均価格ということで5,333円、免責補償1,000円、配車・返車に係る人件費1,641円の合計で予定価格を積算している。前回のレンタカー契約の内容等を踏まえて予定価格の積算がされているかどうかについて、説明願いたい。</p>	<p>前回までの入札については、一者入札で、かつ、店頭価格での入札でしたので、前回実績を反映させた予定価格を積算する際、複数の店頭価格を参考にすることとなりました。しかしながら、今回の入札結果を見ると、1台あたりの金額を計算すると3,200円であり、1日レンタカーを借りて3,200円というのは、パック料金など特別な料金設定のものを除いて、一般市価としては考えにくい金額であり、そこまでの予測は非常に困難であったということもご理解いただきたい。ただ、来年度以降、このような金額での落札がなされ得るということをどのように予定価格へ取り込んでいくのか、ということ、今一度検討したい。</p>
<p>予定価格積算内訳書に記載されている、配車・返車に係る人件費が計上されているが、通常、レンタル代に含まれているものではないか。</p>	<p>レンタカーの車両は、監督署へ車を届けてもらい、使用後、監督署に車を引取に来ます。通常、レンタカーを借りる場合、借業者が営業所に行って車を借り、使用後、借りた営業所に自ら返車するのが一般的で、借りた営業所以外に返車した場合、乗り捨て料金が発生します。監督署のレンタカーは通常のレンタル内容と違う内容となっており、配車・返車の費用を積算して予定価格に計上しています。</p>
<p>観光地などでは、どこでも乗り捨て可能としているようである。</p>	<p>乗り捨て可能なレンタカーは、パックツアーなどで該当すると思われます。パックツアーは、旅行会社などと提携しており、乗り捨て料金なども含めたものと思われますが、通常のレンタカーは、そのような経費を含んでいないため、予定価格の積算において、このような経費を計上することが妥当と考えます。</p>
<p>入札の結果、安価に契約できたので、喜ぶべきことかと思えます。結果として良かったと思うが、金額を大幅に下げた競争となっていることに留意する必要もあるかと思えます。いずれにせよ、このケースでは、入札実績が非常に重要な数字になるかと思うので、是非活用いただきたい。</p>	<p>安くなったからといって、道路交通法等に違反する車両が提供されることはないと考えています。仕様書においても安全規定が遵守されているものと考えています。そこが、安かろう悪かろうということになると由々しき事態になってしまいます。</p>
<p>【審議案件3】 綾瀬市との一体的施設開設に伴う什器類購入及び設置作業 (審議理由) 任意抽出 (契約概要) 平成22年度に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止にむけて～」により、希望する地方自治体において、ハローワークが行う職業紹介と地方自治体の福祉に関する相談業務等を一体的に行うもので、業務運営にあたり国が使用する什器類の購入をするもの。</p>	
<p>説明を聞くと、この事業はさらに広がっていくように思えます。</p>	<p>地方自治体においては、生活保護受給者に対する就労支援を進め、生活保護費を減らしていかなければならないという大きな方向性があります。平成25年度においては、綾瀬市との一体的事業だけではなく、他の自治体においても生活保護受給者を対象にした一体的施設を整備していくこととしています。</p>

<p>地方自治体における生活保護の対象者の支給の問題が社会問題化しています。地方自治体としては、当然予算に限りがあることから支給認定についてシビアに成らざるを得なく、そこで色々なトラブルが起り、社会問題へとなっていく。それに対して、当然、国が働く場を用意しなければならないという考えから打ち出された施策だと思う。事業目標として、支援対象者の就職率44.4%、その他の利用者の就職率24.0%という目標が掲げられているが、これは全国平均的な目標ですか。</p>	<p>この目標値は、綾瀬市と神奈川労働局との間で設定したものであり、全国平均というものではありません。</p>
<p>支援対象者は、生活困窮者とそれ以外という考えでよいか。その他の利用者の就職率が24.0%と生活困窮者の目標より低い目標となっているが、何か特別な理由があるのですか。</p>	<p>生活困窮者に関しては、生活保護受給者が対象のため、かなり少ない人数を対象としています。生活保護費を受給している方々を就労に結び付けて欲しいという地方自治体の要望を踏まえ、この目標値としています。一方、その他の利用者については、綾瀬市役所を利用している一般の方を対象としており、どの程度の利用があるのか推測するのが困難なことから、ハローワークの目標値を準用しています。また、その他の方に関する就労支援に関しては、かなり大勢の方が来られるので、生活困窮者より低めの目標値とすることが現実的と考えます。</p>
<p>事業目標の利用者数が延5,500人とあるが、比率としてはその他の利用者が多いという理解でよいですか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>予定価格の積算についての資料を見たところ、過去の類似の入札案件の経験が生かされた積算がされていると判断をさせて頂いた。落札率について、過去に行った調達結果を参考に予定価格の積算を行ったため、落札額と予定価格の差が僅差となり、高い落札率となったことが理解できた。</p>	

<p>【審議案件4】 平成24年度下半期分各種事務機器用トナーカートリッジ等の購入 (審議理由) 任意抽出 (契約概要) 各種事務機器用トナーカートリッジは各労働基準監督署及び公共職業安定所で日常的に継続使用する消耗品であり、注文頻度も多数に渡ることで、また複数のメーカー製品(9社)を調達する必要があることから、メーカー別の調達ではなく一括調達するもの。</p>	
<p>今回の予定価格は、インターネットで調べた割引率と、前回の(入札の)平均割引率、この両方の平均をとって割引率を64パーセントとしたという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>多数のメーカー品目がありますが、調達業者の数を増すことは検討しなかったのですか。</p>	<p>トナーと一口に言っても、メーカー、型番など多種多様なものを調達しています。もっとも割安な調達をするためには、メーカーごとに調達するのが一番であろうと、感じていますが、発注する際に、その都度メーカー毎に発注し、監督者や安定所にそれぞれ納品されることは、事務手続きが非常に煩雑となることから、一括で調達し、業者の窓口を一本化しています。実際に発注する際は労働局で集約して、数を取りまとめて発注をしています。ただ、それにしても、これだけの品目があるので集約するのは大変な作業であり、省力化を図る観点からこのような調達方法をとっているところであります。</p>
<p>民間が工夫している点として、複数年契約する代わりに、例えば1年あたり10パーセント割引をしてもらうなどの交渉をやるようであるが。</p>	<p>そのような価格交渉については、入札で決まってしまう中で、それが良い面もあるし、悪い面もあって、一時、調達をインターネットなどでオークションのような形でやれば良いのではないかという議論が、4、5年前にあったと思いますが、会計関係法令の改正までには至らなかったようです。現在の入札制度の中で、どれだけ安価で適正な調達をするのかという点を重要視していきたいと思っております。</p>
<p>かつて、価格の面を追及していくならばメーカーごとに分けて調達の方が安くなるのではないかと、趣旨の指摘をしたことがあるが、利便性や費用対効果などを考えると、このような一括調達という方法も、あっても良いのではないかと考えます。</p>	

<p>【審議案件5】 雇用保険関係リーフレット等印刷物作製 (審議理由) 任意抽出 (契約概要) 公共職業安定所で使用する雇用保険関係のしおり等5点を作成するもの。</p>	
<p>予定価格の積算に使われている見積ソフトには、それなりの根拠はあると思われるが、やはり使うに当たって、精度、確実性、さらにメカニックで積算するということが信頼の問題が出てくる。</p>	<p>一般的に予定価格を積算するのにあたり、「物価資料」、「積算資料」など一般に流通している資料の数値を引用して積算しているというところ。印刷物については、「物価資料」などの数値を引用するのではなく、見積ソフトを使用して予定価格を積算しており、客観性には問題はないと認識しています。ただ、事務局からの説明のとおり、設定を見直したというのは、今までの設定の仕方に若干の修正すべき点があり、見直しの結果、予定価格と落札額が近くなりました。雇用保険関係の印刷物発注は年に何回か実施しており、今回抽出された件は第2回目ですが、今般、第3回目の入札を実施しており、その際、予定価格が約380万強に対して落札額が約370万円、落札率が97パーセントというところまで精度が向上したところです。ただ、落札額がここまで予定価格に近づくと、落札されなくなる危機感さえも感じるところですが、それなりの信用度がおけるものではないかと考えています。</p>
<p>積算根拠の記載について、もう少し詳細に記載した方が良いのではないかと。今の説明から過去に同一者との契約実績があるわけですから、その契約実績の単価を引用して見積ソフトに反映させ積算をしている、という記載にすれば分かりやすいと考えます。今回の記載の仕方だと、過去の実績が予定価格に反映されているのか分からない。</p>	<p>雇用保険関係リーフレット等印刷物は、複数の品目があり、それらを総価で調達しているため、品目毎の単価までは業者に提出をさせていません。また、部数については調達のたびに増減があり、過去の調達価格を調達に反映しづらかったことから、見積ソフトにより予定価格を積算しています。</p>
<p>過去の経験が活かされて予定価格の精度が上がっており、過去の入札結果を踏まえた積算となっていることを、積算資料の中に明記すると良いのではないかと考えます。</p>	<p>技術的な面、構造的な面で、実際の落札額の単価の出しづらさゆえに、いささか二の足を踏んでいたところもあり、どのような見直しができるか検討していきたい。</p>
<p>予定価格の積算について、より科学的に、より合理的に積算することは賛成である。については、見積ソフトの基本的な仕組みを次回の委員会で説明してください。</p>	<p>今後の委員会において、見積システムの操作方法等を説明させていただきます。</p>
<p>以前、委員会において、版下を提供することについて議論がありましたが、その後の対応を教えてください。</p>	<p>以前の議論では、版下を持っている業者が入札に有利になるのではないかとということから、前々回の入札より、印刷物以外に印刷物の作製に使用した版下のデータ(イラストレーター等)の納品を仕様書で求めています。このため、どの業者が落札しても、版下を一から作る必要はなくなりました。今回の入札では、落札業者が、前回と同じ業者でしたが、今後、版下を提供する旨の仕様書により応札業者が増えていけば、必然的に価格競争が生まれるものと期待しています。</p>
<p>【審議案件6】 横浜西労働基準監督署事務室賃貸借 (審議理由) 任意抽出 (契約概要) 横浜西労働基準監督署が保土ヶ谷駅ビルに移転するのに伴う事務室の借受。 事務室借受において、競争性がないため、会計法第29条の3項第4項及び予算令第102条の4第3項により随意契約とするもの。</p>	
<p>No.1の案件同様、競争性のない随意契約案件であり、契約のプロセス、どのような交渉をしてこの金額になったのか説明していただきたい。</p>	<p>不動産の利便性や築年数、広さなど他の物件と比較検討し、価格調査等を行った結果、このビルへの入居を決定しました。</p>

随意契約案件については、先ほど杉山委員の指摘にもあったように、行政としての説明責任というか、決定に至るまでのプロセス、根拠など、しっかりしていれば問題ないと考えます。

【総 論】

今回の6案件については、概ね問題ないと思われます。

次回は、平成24年12月～平成25年3月期契約の審議とし、平成25年6月21日（金）午前10時より開催します。

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名)

神奈川労働局

- 1 開催日 平成25年2月25日 (月)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | |
|-----|-------------------|
| 委員長 | 千賀 瑛一 (シンクタンク研究員) |
| 委員 | 杉山 茂八 (公認会計士) |
| 委員 | 金子 泰輔 (弁護士) (欠席) |
- 3 審査対象期間 平成24年7月1日 ~ 平成24年11月30日 契約締結分
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 審査対象件数 | 0 件 |
| ・ 審議件数 | 0 件 |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | 0 件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|----------|-----|
| ・ 審査対象件数 | 1 件 |
| ・ 審議件数 | 1 件 |
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|----------------------------------|------|
| ・ 審査対象件数 | 10 件 |
| ・ 審議件数 | 4 件 |
| うち、契約金額が500万円以上の案件 | 1 件 |
| うち、参加者が一者しかないもの | 0 件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | 0 件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|------------------------------------------------|-----|
| ・ 審査対象件数 | 3 件 |
| ・ 審議件数 | 1 件 |
| うち、直近の随意契約見直し計画で一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの | 0 件 |
| うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの | 1 件 |
| うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの | 0 件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | 0 件 |
- 5 審査案件の抽出方法
- ① 随意契約による公共工事について、1件のうち1件を抽出。
 ② 競争入札による物品役務について、10件のうち4件を任意抽出。
 ③ 随意契約による物品役務について、3件のうち1件を任意抽出。
- 6 審査結果
- 不適切等と判断した件数 0 件
- 結果内容及び措置状況 (具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)
- 審査案件は適正と容認された。(所見なし)

様式1

別紙様式1

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 平成24年7月1日～平成24年11月30日

部局名 神奈川県労働局

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称 所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委 員会審議結果状 況(所見)
該当なし										

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」

様式2

別紙様式2

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

[随意契約によるもの]

審査対象期間 平成24年7月1日～平成24年11月30日

部局名 神奈川労働局

	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	横浜西労働基準監督署入居工事	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 7. 31	アール・ビー工装株式会社 東京都台東区上野 2-12-20	ビル所有者の指定業者のため、会計法第29条の3第4項に該当する為。	29,102,581	29,000,000	99.65%			所見なし	所見なし

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

[競争入札によるもの]

審査対象期間 平成24年7月1日～平成24年11月30日

部局名 神奈川県労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	平成24年度レンタカー借用契約	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 7. 23	株式会社トヨタレンタリース横浜 横浜市磯子区東町14	一般競争入札	912, 624	366, 240	40. 13%	単価契約		所見なし
2	平成24年度神奈川県労働局職員一般定期健康診断及び特殊健康診断業務委託	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 8. 1	医療法人社団優和会 横須賀市追浜東町3-53-12	一般競争入札	10, 654, 008	9, 488, 850	89. 06%	単価契約	所見なし	
3	横浜西労働基準監督署電話装置購入及び設置一式	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 8. 23	東陽工業株式会社 東京都港区西新橋2-39-9	一般競争入札	1, 404, 847	891, 450	63. 46%			
4	横浜西労働基準監督署移転に伴う新規備品等購入及び既設備品等移設作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 8. 29	有限会社エム・エー・エヌ 横浜市旭区柏町124-4	一般競争入札	7, 786, 874	7, 770, 000	99. 78%		所見なし	
5	綾瀬市との一体的施設開設に伴う什器類購入及び設置作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 9. 4	株式会社サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西2-13-7	一般競争入札	2, 995, 301	2, 940, 000	98. 15%			所見なし
6	平成24年度下半期分コピー用紙の購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 9. 24	桔梗屋洋紙株式会社 神奈川県横浜市金沢区幸浦2-23-8	一般競争入札	11, 863, 173	9, 937, 772	83. 77%		所見なし	

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応募者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

[競争入札によるもの]

審査対象期間 平成24年7月1日～平成24年11月30日

部局名 神奈川県労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
7	デジタルカメラ・ノートパソコン・プリンタ及び付随する備品の購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 9. 14	ソフトブレン株式会社 東京都中央区日本橋2-1-3	一般競争入札	2, 216, 859	1, 821, 225	82. 15%			
8	平成24年度下半期各種事務機器用トナーカートリッジ等の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 10. 2	株式会社ミナト事務器 横浜市南区中里1-9-27	一般競争入札	16, 710, 489	14, 332, 500	85. 77%		所見なし	所見なし
9	平成24年度下半期各種事務用消耗品の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 10. 10	株式会社ミナト事務器 横浜市南区中里1-9-27	一般競争入札	11, 804, 924	10, 724, 651	90. 85%		所見なし	
10	雇用保険関係リーフレット等印刷物作製	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 10. 15	富士プリント株式会社 北海道札幌市中央区南16条西9丁目	一般競争入札	3, 181, 255	2, 191, 360	68. 88%			所見なし

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応募者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成24年7月1日～平成24年11月30日

部局名 神奈川県労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	横浜西労働基準監督署事務室賃貸借	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 7. 11	株式会社フエイアール東日本都市開発 東京都渋谷区代々木2-2-2	借受け予定物件の借料が最も安価で経済的であることから、契約の目的が代替性のない特定の位置、構造又は性格のある建物の調達であり、会計法第29条の3第4項に該当する。	8,235,312	8,235,312	100.00%				所見なし
2	人事関係事務処理等のための賃貸物件の一時使用	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 11. 21	株式会社港和ビル 横浜市中区弁天通6-79	要件を満たす物件がないため、会計法29条の3の第4項に該当	1,154,664	1,154,664	100.00%			所見なし	
3	川崎北公共職業安定所分庁舎事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 福元 俊成 横浜市中区北仲通5-57	H24. 12. 3	合同会社グローバル・アセット・スリー・プロパティーズ 東京都江東区	要件を満たす物件がないため、会計法29条の3の第4項に該当	11,742,822	11,742,822	100.00%				

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」

②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」

③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」